

新型コロナウイルス感染症に関する 要望・提案

令和4年11月
静岡県

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の国内最初の感染者が確認されてから、約2年10か月が経過しました。しかし、感染は、依然として拡大と収束を繰り返し、県民の皆様の生活と経済に大きな打撃を与え続けています。

オミクロンBA.5による感染はピークを越えましたが、今後の感染拡大を防ぐためには、基本的な感染防止対策の徹底や積極的なワクチン接種に加えて、ワクチン・治療薬の国産化が不可欠です。昨年6月、国は「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を閣議決定し、国産ワクチン・治療薬の開発を国家戦略として位置づけるとともに、国産ワクチン開発の司令塔として「先進的研究開発戦略センター（S C A R D A（スカーダ））」を設置しました。日本には、海外でのmRNAワクチンの製造に際し、国内メーカーが原料を提供するなど技術的な実績もあることから、このような強みを生かせるよう、国に対して、早急かつ大胆な施策の展開を期待します。

さらに、今回のパンデミック型の感染症の経験を糧に、次なる感染症へ備える必要があります。本県では、専門人材の育成や感染症に関する情報の収集・分析を行い、有事の際の司令塔となる拠点施設「（仮称）ふじのくに感染症管理センター」の設置に向けた整備を進めています。国においては、感染症対策の司令塔機能を担う「内閣感染症危機管理庁（仮称）」の創設を実現するとともに、全国的な防疫体制の整備が進められるよう期待しています。

また、この新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機は、東京一極集中のは正を不可避なものとしました。人々の意識、行動、価値観に大きな影響を与え、社会、経済は確実に変わりつつあります。大都市中心から地方活躍の時代へと、地方分散型の国土構造への転換が求められています。

ポストコロナ時代を見据え、豊かな自然や地域資源に恵まれた本県を、世界に輝く「SDGs」のモデル県とすべく、環境と経済が両立し、誰一人取り残さない、富国有徳の“ふじのくに”づくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症に関し、以下の事項を要望・提案しますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年11月

静岡県知事 川勝平太

1 新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動との両立

〔感染症対策の実効性の向上〕

(1) 基本的対処方針の見直し <内閣官房>

これまでの感染拡大時における措置の効果を早急に検証すること。

また、第6波以降における感染状況を踏まえ、現在の飲食店に対する営業時間の短縮要請を主とした対策を見直した上で具体的かつ多様な対策を示し、その中から地域の実情に応じた効果的な対策を県が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善を含めた対策の強化を実施するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

(2) 分科会の感染段階（ステージ）の具体化 <厚生労働省>

国の評価レベルの基準となる指標は、重症病床の使用率を重視しており、急激な感染拡大に伴う高齢者等の中等症患者の急増による受入病床全体のひっ迫状況が適切に反映されていない。医療全体を見渡した評価基準へ早急に見直すこと。

(3) 自宅療養者に関する個人情報の市町への提供 <厚生労働省>

新型インフルエンザ等特別措置法や感染症法には、陽性者の個人情報提供に関する規定がないため、生活支援への協力など、都道府県と市町との連携に支障が生じた。

厚生労働省と総務省の連名の事務連絡で解釈の方向性が示されているが、要配慮者支援名簿の提供に関する規定が定められている災害対策基本法と同様に、個人情報の提供について法に規定し、法的根拠を明確にすること。

(4) 外国人県民に対する情報提供 <内閣官房・法務省・厚生労働省>

ワクチン接種などの感染対策や医療機能等の情報について、状況の変化に応じたきめ細かな情報提供を多言語及び「やさしい日本語」で頻繁に行い、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。

(5) 経済活性化と県民のライフスタイルを支える検査体制の確立 <厚生労働省>

ワクチン接種が一定程度進む中、感染防止と経済活性化や県民のライフスタイルを両立するためには、「いつでも、誰でも、何度でも」検査を受けることができる体制の構築が欠かせない。このため、身近な医療機関において検査を簡便に受けられるよう検査機器の購入や検体の搬送などに対する財政措置を講じるとともに、低所得者に対する検査費用支援制度の構築などを進めること。

(6) 避難所や救護所の感染症対策の強化 <内閣府・総務省・厚生労働省>

避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の増設に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体等に働きかけるとともに、避難所として使用した際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。

特に、福祉避難所においては、施設内へのウイルスの持込を考慮し、要配慮者の受入れに消極的になっている動きがあることから、要配慮者がPCR検査又は抗原検査を受けられる体制の構築と財政措置を講じること。

また、自宅療養者が避難してきた場合に備え、より具体的な対応等をガイドラインにて示すとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した救護所運営に関するガイドラインを示すこと。

(7) 検疫及び検査体制の継続・強化 <厚生労働省・農林水産省>

今後見込まれる国際的な人の往来の拡大に対応するため、空港、港湾における新型コロナウイルス感染症の水際対策を確実に実施するための検疫及び検査体制を整備すること。

[医療・福祉サービス提供体制の充実・強化]

(8) 医療従事者が安心して働く環境の整備 <内閣府・厚生労働省>

感染症指定医療機関などにおける感染症者の受入体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備、医療物資の確保など、医療従事者が安心して働くよう支援を継続して行うこと。

陽性者の自宅療養期間については、エビデンスに基づき見直しが行われているところであるが、第7波において、患者受入医療機関では、医療従事者が陽性となることにより、休職し、患者の受入れが困難な事例も見受けられた。このため、ワクチン接種者や無症状者について、自宅療養期間内であっても勤務できる特例などを検討すること。

(9) 長期化を見据えた感染症対策への支援 <内閣府・厚生労働省・経済産業省>

感染症患者への対応は、多くの医療従事者、医療機器や物資を必要とし、病院経営への影響が大きいことから、受入病床を確保した医療機関への支援等を継続するとともに、国による人材育成や派遣体制整備等を含め、医療体制の水準を維持するために必要な人的、財政的支援を行うこと。

また、これまでの感染拡大に伴い拡大してきた確保病床を感染状況に応じて効率的に運用し、一般医療を制限することなく、バランスのとれた医療提供体制を整備するため、患者受入れに応じた、医療機関の負担に見合う診療報酬体系の構

築を行うこと。並びに、回復患者や高齢者施設等で発生した患者への治療において、地域で連携し、医療負担を分散させる体制づくりに財政支援を行うこと。

これらの施策を進化させ、特定のコロナ患者受入病院だけで受入れるのではなく、全ての病院でコロナ患者の受入、治療が行われる体制の構築を目指すこと。

併せて、いわゆる新型コロナウイルス感染症の後遺症について、後遺症診療の知見をまとめた診療の手引き別冊を示しているが、現状では、後遺症診療の専門医が少ない。かかりつけ医等の地域の身近な医療機関で後遺症診療を行い、必要に応じて近隣の専門医につなぐことができる医療体制の構築、後遺症も含めた治療を行う中核的な機能を持つ病院の指定やネットワーク化に向けた医療提供体制の構築と財政支援を行うこと。

さらに、変異株に係る知見を蓄積し関係者間で共有するとともに、検査体制を強化し、病床及び宿泊療養施設の運用に支障が生じないよう配慮すること。

加えて、診療検査を行う診療所への感染防止対策などの支援や患者の増加が見込まれる入院医療機関及び宿泊療養施設における運営体制の確保等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により、継続して十分な支援を行うこと。

(10) 感染症指定医療機関以外の医療機関での感染症対策への支援

＜内閣府・厚生労働省＞

がん患者は免疫力の低下等により感染症に対して細心の注意を払う必要があることから、感染症指定医療機関以外のがん専門医療機関等が感染症対策に取り組む際の、施設・設備の整備支援、医療物資の供給体制の強化の支援及びワクチン接種体制のさらなる構築を推進すること。

(11) 感染症対応を踏まえた医療提供体制の構築 ＜厚生労働省＞

新型コロナウイルス感染症は、本県の医療提供体制に多大な影響を及ぼし、感染症に対応する病床や人材の不足、医療機関間の役割分担と連携強化の必要性など、地域医療に関する様々な課題を浮き彫りにしたところである。

のことから、今後の地域医療構想の実現に向けた議論や取組の推進に当たっては、公立・公的病院が感染症対応の最前線で治療やワクチン接種等の中核的な役割を担い、その重要性が再認識されたことを踏まえ、国と地方で丁寧な協議を行うとともに慎重な検討を行い、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行うこと。

また、現在、医療機関や都道府県は急激な感染拡大への対応に総力を挙げて取り組んでいるため、地域医療構想に関する議論は、その取組に支障を生じさせないよう行うこと。

併せて、結核病床を含めた感染症病床のあり方についても、抜本的見直しを行うこと。

(12) 医療機関への経営支援 <内閣府・厚生労働省>

医療機関への経営支援については、継続的に対処するとともに、医療機関のコロナ禍における物価高騰の影響については、国の一元的な対応が求められることから、地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含め検討すること。

(13) 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費の所要額に対する全額国庫負担 <厚生労働省>

介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業は、令和3年度から地域医療介護総合確保基金を財源として、感染者が発生した高齢者福祉施設等におけるかかり増し経費の補助を行っている。同事業については、新型コロナウイルス感染者等の発生という不確定な要因により所要額が大きく変動することに加え、同事業に含まれる施設内療養を実施した際の補助については、医療崩壊を防ぐため、令和4年1月以降制度拡充の度重なる延長が行われ、所要額が大幅に増加している。

一方で、同基金の財源の1／3が県負担であることから、予想が困難な今後の感染状況によっては基金財源が確保できない事態も懸念される。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大はまさに大規模災害といえるものであり、今後の感染動向も不透明であるため、同事業の財源を全て国庫とし、高齢者福祉施設等が万全の体制で感染対策や施設内療養に取り組める財源を措置すること。

[事業活動を支える金融支援]

(14) 資金繰り支援制度の更なる充実 <経済産業省>

中小企業の資金繰りは依然として厳しく、引き続き支援する必要があることから、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア及び信用保証協会への損失補償に対する財政措置など、支援制度の更なる拡充を講じること。

また、各都道府県が行う制度融資に係る利子及び保証料の補給についても、国の負担とすること。併せて、セーフティネット4号保証の期間延長や伴走支援型特別保証の制度延長及び拡充を行うこと。

(15) 資本性劣後ローン措置等の着実な実施 <経済産業省>

企業の財務基盤強化につなげるため、資本性のある劣後ローン措置等を着実に実施すること。

(16) 既往債務の返済猶予等、特段の措置の徹底 <内閣府>

既往債務の元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応するなど、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、金融機関に対し、特段の措置を徹底すること。

(17) 農林漁業者等への金融等支援策の強化・継続 <農林水産省>

農林漁業者等の事業の継続に資金繰りの悪化による支障が生じないよう、金融支援や雇用を維持するための支援を強化・継続すること。

(18) 観光事業者等への金融等支援策の強化・継続 <経済産業省・国土交通省>

観光・空港関連事業者が確実に事業継続できるよう、融資や雇用維持の支援を継続・強化すること。

[働く人を守る支援]

(19) 雇用調整助成金の柔軟な対応と方針の早期決定 <厚生労働省>

雇用調整助成金の特例措置については、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、柔軟に対応するとともに、段階的な縮減を検討する際は、地方の意見を十分聞いた上で行うこと。また、特例措置の取扱いに係る方針の決定に当たっては、事業主が余裕を持って対応を判断できるよう、早い段階で決定すること。

(20) 帰国困難者等への対応 <内閣官房・法務省・厚生労働省・外務省>

帰国便の本数減少や航空券の価格高騰などにより、実習期間終了後も帰国困難な技能実習生等に対する生活支援を行う等、誰一人取り残さないように施策を実施すること。

(21) 事業復活支援金の再支給等 <経済産業省>

感染再拡大等により経済活動が制限される場合には、幅広い事業者がより厳しい状況に立たされることを踏まえ、事業復活支援金の再支給や要件緩和、企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。

[危機を乗り切り事業を継続するための支援]

(22) 農業経営の継続に向けた持続的支援 <農林水産省>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、業務・贈答需要が中心のわさび、温室メロン、牛肉などの高単価品目や花き、茶の需要が低迷しており、今後も、感染症の再拡大によって単価の下落や出荷量の減少が懸念されるなど、需要動向が見通せない状況にある。感染症の影響の長期化により、農業経営体が売上の減少等の影響を受ける場合は、適時、需要喚起や経営を継続するための支援を実施すること。

(23) 農業向け各種支援策の要件緩和、十分な予算確保及び申請事務の簡素化

<農林水産省>

補助事業の支援機関では、限られた人員の中で全ての補助事業に対応することに限界が生じている。このため、営農継続のための各種支援策を多くの農業者が

迅速かつ円滑に活用できるよう、補助要件の緩和や十分な予算確保に加え、申請事務を簡素化すること。

(24) 衛生手袋等衛生用品の確保 <農林水産省>

水産加工業等の食品関連事業者にとって必須である衛生手袋は未だ不足状態が続いている。事業の継続に支障が生じないよう、衛生用品の確保を支援すること。

(25) 下請中小企業の受注機会拡大 <経済産業省>

下請中小企業の自立支援及び親企業への依存度を下げるため、全国の様々な企業をつなぐオンライン商談システムの構築など、下請中小企業の受注機会を拡大すること。

(26) Go To イート事業と同様の経済対策の実施 <農林水産省>

Go To イート事業終了後においても、飲食業の需要喚起と食材を提供する農林漁業者等への支援を継続するため、引き続き同様の経済対策を実施すること。

(27) 航空路線の再開などに向けた支援 <厚生労働省・国土交通省>

富士山静岡空港の国際線は、就航先からの観光交流等の基盤であり、インバウンドの増加は、県内経済への大きな波及効果が期待されるため、運航再開に必要な検疫体制を早急に整備すること。

併せて、国際線の運航再開及び、国内線を含めた定期路線の維持をするための運航支援の継続・強化を図ること。

[学術・文化・芸術活動を継続するための支援]

(28) スポーツ・文化観光施設の管理運営の安定化 <文部科学省・国土交通省>

指定管理者制度を導入する施設の管理運営の安定化を図り、厳しい状況下にあるスポーツ・文化芸術活動等の継続に寄与できるよう、感染拡大防止のためイベント等が中止となった場合でも、キャンセル料の不徴収などによる指定管理者の減収を補填する財政上の支援をすること。

(29) スポーツ・文化芸術団体等の活動の継続化 <文部科学省>

新型コロナウィルス感染症の感染拡大の長期化を見据え、スポーツ・文化イベント等の自粛による影響を受けたスポーツ・文化芸術団体等が、安定して活動を実施していくための支援を継続すること。

(30) 大学生及び専門学校生の学びの継続化 <文部科学省>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、経済的な理由から学びの継続を断念する事がないよう、授業料減免に係る支援を拡大するとともに、長期化を見据え、学生への支援を継続すること。

[インフラの維持]

(31) 生活交通の確保・充実に向けた支援 <国土交通省>

地域鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い利用者が減少している状況下においても、日常生活の安定及び社会経済活動の維持のために運行を継続していることから、運輸収入が激減し、極めて深刻な経営状況に陥っている。

こうした状況を踏まえ、地域の公共交通事業者が、今後も感染拡大の防止を図りつつ、持続的に住民の日常生活における移動手段を提供し、地域経済活動の発展・成長を支えていくよう、地域の公共交通の確保・充実に向けた支援制度を継続・拡充すること。

(32) 公営企業による事業継続や地域経済活性化のための支援 <総務省>

新型コロナウイルス感染症の拡大等の危機が発生した際、工業用水道利用者の事業継続や地域経済活性化を支援するため、「産業の血液」である工業用水道料金の料金減免など柔軟な対応が行えるよう、一般会計から公営企業会計への繰出し基準を緩和し、その一部について地方交付税措置の対象となるよう、予め制度を整備すること。

[地方の安定的な財政運営の支援]

(33) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続 <内閣府>

新型コロナウイルス感染症対策や長期化する物価高騰対策等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの継続、又はこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設により、地方が必要とする財源を措置すること。

2 防疫体制の確立

〔防疫対策等の推進〕

(1) 「防疫」に対する防衛費と同様の財政措置 <内閣府・厚生労働省>

「防疫」は、国民の生命・健康を守る上で「防衛」「防災」と並ぶ国防の3本柱の一つであるため、防衛費と同様に十分な財政措置を講じること。

特に、新型コロナウイルス感染症の国産治療薬・ワクチンの早急な実用化や、今後発生する感染症に備えた恒久的なバックアップ体制を整えるため、先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」等に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

(2) 防疫体制の整備 <厚生労働省>

防疫体制の整備は国の役割であるため、全国的な制度として都道府県の感染症対策を総括的に担う感染症専門施設について、各都道府県に設置する必要がある。

また、パンデミックに対応するためには、既存の感染症指定医療機関に加え、速やかに病床を確保し、保健所と連携して入院調整等を実施する感染症連携拠点病院を各医療圏において整備し、医療機関のネットワークを構築することが必要である。

エイズ中核拠点病院やウイルス性肝炎の肝疾患診療連携拠点病院のように、国が施設の役割、機能や要件を示し、予算措置をした上で、都道府県に対し地域の実情を踏まえて具体的な対応を求めているものが既にあることから、感染症専門施設、連携拠点病院についても方針を提示し、予算措置を構じること。

海外からの検疫感染症の持ち込みを水際で防ぐため、新型コロナウイルスの新しい変異株の出現時や、わが国で発生していない感染症の海外拡大時には、検疫の体制を迅速かつ適切に強化すること。また、航空機による入国者に対する調査・待機場所の確保・健康観察及び移送等の業務は本来国の役割であり、都道府県での対応は非効率かつ困難であるため、国の責務で対応すること。

〔事業中断リスクへの備え〕

(3) BCP策定企業へのインセンティブ拡充 <経済産業省>

中小企業等においては、自然災害に加え、感染症やサイバー犯罪などのリスクへの対応が重要となってきており、BCPの普及促進を図る必要があるため、税制優遇や補助金の優先採択など、国の「事業継続力強化計画」認定制度が有するインセンティブを拡充すること。

3 「フジノミクス」による経済の拡大

〔新たな地域経済圏の形成〕

(1) 地場産品の購入等促進策への財政的支援 <経済産業省>

域内経済の着実な回復には、GDPの5割以上を占める個人消費を促進する必要があることから、県産品の販売や施設の利用を促進する「バイ・シズオカ」の取組や、山梨県と連携して相互に特産品の購入や施設を利用する「バイ・ふじのくに」の取組、長野県、新潟県も併せた4県の連携による「バイ・山(やま)の洲(くに)」の取組等に対する財政的支援をすること。

(2) 観光需要の創出 <国土交通省>

観光産業は裾野が広く、地域経済にとって大変重要な産業である。このため、各都道府県が行う観光需要喚起策を支援する全国旅行支援については、事業効果を十分に発揮できるよう事業期間の延長、事業費・事務費の確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大期でも安定した事業運用ができる制度設計を行うこと。

また、観光産業の本格的な復興のためには、国内の観光需要のみならず、インバウンド需要の回復が不可欠である。訪日外国人観光客を円滑に受け入れ、地域住民や受入側の観光施設等が不安なくおもてなししができるよう、国として入国者への水際対策の徹底に加え、訪日外国人観光客に対する基本的な感染防止対策の徹底を行うこと。

さらに、観光客の移動を促進するための鉄道・バス・フェリー等の公共交通機関や高速道路の利用促進を支援すること。

〔リーディング産業の育成〕

(3) 「命を守る産業」を強化するための支援 <経済産業省>

海外への依存度が高い医療関係物資が不足したことを踏まえ、医療機器や医療物資の国産化を推進する企業の研究開発や、設備投資に対する支援を拡充すること。

また、医療機関等を核とし、産業支援機関や企業との連携により進める医薬品・医療機器等の研究開発・製造に対する支援を拡充すること。

(4) 農業経営の発展に向けた持続的支援 <農林水産省>

感染症拡大の収束後、輸入品からの切替えにより需要拡大が見込まれる中食・外食向けの加工・業務用野菜等の安定供給体制整備に必要な農産物処理加工・集出荷等の設備投資の支援を強化・継続すること。

また、コロナ禍で変化した需要動向に対応するための野菜、茶、花き及び畜産物等における品種や新技術導入等の支援を強化・継続すること。

（5）国産材の供給体制強化と需要拡大の取組強化 <農林水産省>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴って、世界的な木材需給が大きく変化する中、国内では外国産材のリスクが顕在化し、国産材への転換の好機であることから、国産材製品の安定供給体制の強化とともに、建築物等への利用推進など国産材の需要拡大の取組を強化すること。

4 「ふじのくにライフスタイル」の創出

[国土構造の転換]

(1) 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成 <内閣府・総務省>

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた中央省庁・企業・大学等の研究機関の地方分散、地方創生の推進にもつながる国土強靭化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

(2) 移住・就業支援金制度の活用促進 <内閣府>

移住・就業支援金制度活用促進のため、制度対象者である東京23区及び東京圏在住者に対して国による周知・広報を充実すること。

[デジタルトランスフォーメーションの推進]

(3) デジタル化の強力な推進 <経済産業省>

新型コロナウイルス感染症を契機とした、工場・物流の最適化やオンラインビジネスの拡大、リモートワークの導入などの「デジタル化」を推進すること。

(4) 観光産業におけるデジタル化の推進支援 <経済産業省・国土交通省>

インターネットを活用した個人旅行の増加を踏まえ、スマートシティ・アーキテクチャ構築に向けたデジタル技術の活用により、全国共通で、旅行者の移動経路や消費行動等のデータを把握し、地方に提供できる仕組みの構築や、市町別の宿泊客数などが把握できるよう統計手法の見直し等を行うこと。

(5) 遠隔学習・授業の推進 <内閣府・文部科学省>

感染症への対応を契機とした遠隔教育を多様な学びの機会の一つとして活用するため、効果的な学びの機会の確保方策や学習に対する評価のあり方など、遠隔学習・授業システム導入後における支援を引き続き行うこと。

[S T O P ! 謹謹中傷]

(6) 謹謹中傷の防止 <総務省・文部科学省・法務省>

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない謹謹中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅

かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的啓発や相談窓口の設置を行うこと。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるＳＮＳ人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

